

(平成26年6月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人の申立期間における標準賞与額は120万円であると認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年7月30日

A社における申立期間に係る標準賞与額が、賃金台帳で確認できる賞与支給額より一桁少なく記録されていることが判明したので、同社の変更の届出により、120万円に訂正されたが、訂正後の記録は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳により、申立人は申立期間に120万円の賞与の支給を受け、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）において、申立人の賞与支給額は、オンライン記録どおりの「120千円」と記載されているものの、賞与支払届に記載することとされている「通貨によるものの額」及び「現物によるものの額」が未記入となっている。

さらに、賞与支払届に記載された全被保険者の賞与額の合計が40万4,000円であるにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表の賞与支給総額は一桁多い404万円と記載されており、賞与が支給された被保険者が4人であったことも踏まえると、これらの金額が相違していることは容易に判明できたものと考えられる。

加えて、日本年金機構B事務センターは、「本事案は、受付時に、適切な事務処理が行われていたとは言い難い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における賞与支払届に係る年金事務所の事務処理は適切であったとは認められず、申立人の申立期間における標準賞与額は120万円であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人の申立期間における標準賞与額は150万円であると認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年7月30日

A社における申立期間に係る標準賞与額が、賃金台帳で確認できる賞与支給額より一桁少なく記録されていることが判明したので、同社の変更の届出により、150万円に訂正されたが、訂正後の記録は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳により、申立人は申立期間に240万円の賞与の支給を受け、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）において、申立人の賞与支給額は、オンライン記録どおりの「240千円」と記載されているものの、賞与支払届に記載することとされている「通貨によるものの額」及び「現物によるものの額」が未記入となっている。

さらに、賞与支払届に記載された全被保険者の賞与額の合計が40万4,000円であるにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表の賞与支給総額は一桁多い404万円と記載されており、賞与が支給された被保険者が4人であったことも踏まえると、これらの金額が相違していることは容易に判明できたものと考えられる。

加えて、日本年金機構B事務センターは、「本事案は、受付時に、適切な事務処理が行われていたとは言い難い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における賞与支払届に係る年金事務所の事務処理は適切であったとは認められず、申立人の申立期間における標準賞与額は上限の150万円であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録を昭和24年9月14日に、同社B事業所における資格取得日に係る記録を35年11月21日に訂正し、24年8月の標準報酬月額を7,000円、35年11月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月1日から同年9月14日まで  
② 昭和35年11月21日から同年12月1日まで

私は、昭和22年4月1日から59年2月28日の定年退職まで、転勤はあったものの、一貫してA社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した人事記録、A社が提出した在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和24年9月14日に同社本店から同社C事業所に異動、35年11月21日に同社本店から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和24年7月の社会保険事務所（当時）の記録から7,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社B事業所における35年12月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれ

を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年5月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から20年5月1日まで  
厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていないが、当時は、A社に在籍し、兵役に就いていた期間である。

同じ経歴の同僚に、申立期間の被保険者記録が見つかったことから、私も、当時、厚生年金保険に加入していたはずである。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する職歴証明書及びB社の回答から、申立人が申立期間においてA社に在籍していたことが認められる。

また、C市D部が保管する陸軍戦時名簿から、申立人が昭和19年3月12日に陸軍に召集され、20年9月7日に召集解除となっていることが確認できる。

さらに、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、申立期間については、たとえ、被保険者としての届出が行われておらず、現在の同法第75条本文の規定により、時効によって消滅した保険料に係る期間であっ



ても、厚生年金保険料が全額免除されていた事情を考慮すると、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和19年10月1日、資格喪失日を20年5月1日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年12月6日法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8922

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月18日は3万5,000円、同年12月12日は12万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月18日  
② 平成19年12月12日

私は、A社（現在は、B社）に勤務しており、平成19年7月18日及び同年12月12日に賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する金融機関の預金通帳及びA社が委託していた会計事務所から提出された申立人に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿の社会保険料の控除額から、平成19年7月18日は3万5,000円、同年12月12日は12万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答は無いが、複数の同僚が申立期間において賞与が支給され、保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、9万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 2 日

私は、平成 13 年 5 月 16 日から 18 年 3 月 31 日までA社に勤務していたが、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与に係る記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が加入するB健康保険組合が保管している健康保険被保険者標準賞与決定通知書により、申立人に対して申立期間に賞与が支給されたことが確認できる。

また、A社は、「B健康保険組合に提出する健康保険被保険者賞与支払届及び社会保険事務所（当時）に提出する健康保険厚生年金保険賞与支払届に記載すべき賞与額について異なる取扱いを行うことはない。当社において対象となる厚生年金保険被保険者から、それぞれの賞与支払届に記載した賞与額に基づき、定められた保険料率により算出された健康保険料及び厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の標準賞与決定通知書に

において確認できる賞与額から、9万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 1 日から 9 年 6 月 21 日まで

私は、A社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬に比べ低い記録となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬に比べ低い記録となっていると主張しているが、A社は、平成 10 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は連絡先が不明であるため、申立期間当時の申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時、A社の取締役であった者に照会を行ったが回答を得られず、申立期間当時の申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の複数の元同僚に照会を行ったが、厚生年金保険料の控除についての情報を得ることができず、確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成 8 年 6 月 1 日の随時改定により 9 万 8,000 円、同年 10 月 1 日の定時決定により 9 万 8,000 円とされているところ、遡って訂正された記録や記録の取消しなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月1日から47年8月1日まで  
申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。  
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の事業主及び所在地が商業登記簿謄本と一致していること並びに申立人が当時の仕事の内容を具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元事業主及び申立人が氏名を挙げた同僚に文書照会しても回答が得られない上、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したものの、回答があった全員が申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、申立期間及びその前後の期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している18人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、元事業主の妻は、当時の資料は保管していない旨回答している上、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。



これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成元年9月1日から同年10月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

申立人は、申立期間のうち、平成元年10月1日から3年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月1日から3年10月1日まで  
平成元年9月に、A社（現在は、B社）からC社（現在は、B社）D支店に転勤した。年金記録を確認したところ、同年9月から3年9月までの標準報酬月額が、それまでの30万円より低額の28万円と記録されている。

不自然だと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

平成元年9月1日から同年10月1日までの期間について、B社が保管している申立人に係る個人別賃金台帳兼源泉徴収簿（以下「賃金台帳」という。）により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は30万円であるものの、給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額より低額である26万円であることが確認できる。

また、平成元年10月1日から3年10月1日までの期間について、賃金

台帳により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、平成元年9月における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成元年10月1日から3年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 29 日から 38 年 11 月 1 日まで  
私は、A会の紹介でB社にC職として採用され、昭和 36 年 1 月 23 日から 38 年 10 月 31 日まで継続して勤務しており、その間の勤務形態は変わっていないのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もB社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、申立期間当時にB社において厚生年金保険の被保険者であることが確認できる者に照会したところ、回答のあった全ての者が、申立人を知らないと回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することができない。

また、申立人と同日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚は、「B社に勤務した期間と同社に係る厚生年金保険の被保険者期間は異なる。」と回答している。

さらに、B社が作成し保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届出簿及び同被保険者資格喪失届出簿に記載されている申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致している。

加えて、B社は、「被保険者資格に係る取得日及び喪失日の届出簿以外に、申立期間当時の資料が保管されていないため、申立人の勤務期間、保険料控除及び保険料納付については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。